

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に、また、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、増収分についてはその用途を明確化し、全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

本町では、令和4年度当初予算における「地方消費税交付金（社会保障財源化分）」について、下記の社会保障施策に充当しましたので公表いたします。

令和4年3月

■ 歳入歳出予算の状況	【歳入】	地方消費税交付金（従来分）	169,148	千円
		地方消費税交付金（社会保障財源化分）	208,503	千円
		計	377,651	千円
	【歳出】	社会保障施策に要する経費（総額）	3,758,150	千円

■ 社会保障施策に要する経費（内訳）

単位：千円

社会保障施策区分	経費	財源					内訳	主な事業内容
		特定財源			一般財源	うち、引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）		
		国・県支出金	町債	その他				
社会福祉	障害者福祉事業	738,864	498,913	0	10,193	229,758	19,195	障害者自立支援給付費、重度心身障害児者医療費等
	高齢者福祉事業	377,786	13,145	17,500	57,672	289,469	24,184	高齢者福祉施設管理費、特別養護老人ホーム特別会計繰出金等
	児童福祉事業	1,085,703	274,740	0	49,972	760,991	63,578	保育所（公立・私立・認定こども園）、乳幼児・児童医療費等
	母子福祉事業	29,392	5,995	0	2,191	21,206	1,772	母子保健事業、ひとり親家庭医療費等
	その他	7,296	2,468	0	185	4,643	388	町民館及び隣保館（管理・事業）費等
	小計	2,239,041	795,261	17,500	120,213	1,306,067	109,117	
社会保険	介護保険事業	452,162	42,319	0	5,198	404,645	33,806	介護保険特別会計繰出金
	国民健康保険事業	208,744	91,271	0	2,400	115,073	9,614	国民健康保険特別会計繰出金
	後期高齢者医療事業	479,063	91,785	0	5,506	381,772	31,895	後期高齢者医療特別会計繰出金等
	小計	1,139,969	225,375	0	13,104	901,490	75,315	
保健衛生	疾病予防対策事業	184,048	79,954	0	3,829	100,265	8,377	各種予防接種事業、健診事業等
	診療所管理運営事業	174,486	1,634	0	2,005	170,847	14,274	診療所特別会計繰出金
	医療提供体制確保事業	20,606	219	0	3,394	16,993	1,420	緊急医療病院群輪番制病院負担金、24時間電話相談等
	小計	379,140	81,807	0	9,228	288,105	24,071	
合計	3,758,150	1,102,443	17,500	142,545	2,495,662	208,503		

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。